

認知行動療法における 倫理と関連法規

[編集担当：田中恒彦・大月 友]

本章では、認知行動療法に関連する法律や制度、そして、認知行動療法の実践や研究を行う上での倫理について、その基本的な考え方を概説していく。

実は、これまでの認知行動療法関連のテキストには、本章で取り上げられる事項はあまり書かれていないことが多かった。特に、関連法規に関して触れている書籍はほとんどなかったと言えよう。本書でこのような関連法規を積極的に取り上げることになった背景には、2017年9月に日本において公認心理師法が施行されたこと、あるいは、2010年4月の診療報酬改定やそれ以降の改定において認知行動療法が保険点数化されたことなど、認知行動療法をめぐる社会的状況の大きな変化があげられる。こうした状況において、認知行動療法の果たす社会的役割はますます大きくなっている。特に、心理技術職が国家資格化され、国民の心の健康の保持増進に寄与するという目的が法律上示されたことは（公認心理師法第1条）、これまで以上に大きな社会的責任を負うことになる。こうした社会的背景を受け、本書においても、保健医療分野、福祉分野、教育分野、司法・犯罪分野、産業・労働分野において、認知行動療法を含めた心理実践を行う上で関連する法規について、各分野で認知行動療法を実践している専門家に紹介していただくことにした。これまでは、認知行動療法を実践するにあたって、各分野で実際の業務に携わりながら、そこで初めて関連法規を学ぶことが多かったことを考えると、体系的にその概要がまとめられた本章の意義は大きいと言えよう。

また、認知行動療法の発展や普及に伴い、それを実践する上での専門家として倫理、あるいは、研究する上での研究者としての倫理なども、ますます重要になってきている。今後も認知行動療法の果たす社会的役割はますます大きくなることを考えると、その実践と研究を推進するにあたって、関連法規や倫理をしっかりと理解することが必要になってくる。なお、本章で取り上げている情報は、時代により変化するものである。そのため、各自で最新の情報にアップデートすることを推奨する。[田中恒彦・大月 友]